

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和5年5月9日(火) 午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 寺門 厚 副委員長 原田 陽子
委員 花島 進 委員 古川 洋一
委員 武藤 博光 委員 遠藤 実
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 萩谷 俊行 事務局長 会沢 義範
次長 秋山雄一郎 次長補佐 岡本奈織美
書記 田村 栄里

会議事件説明のため出席した者の職氏名

保健福祉部長 生田目奈若子 こども課長 萩野谷 真
こども課長補佐 水野 厚子 子育てコンシェルジュ 櫻井 敏子
健康推進課長 玉川祐美子 健康推進課長補佐 飛田 建
母子保健G長 大畠 雅子

会議に付した事件

- (1) 調査事項「子育て」について
…子育て世代包括支援センターの運営状況について執行部より説明
- (2) 調査事項の今後の進め方について
…今後の調査事項の進め方について協議
開会(午前10時00分)

委員長 定刻になりましたので、皆さん、おはようございます。

今日は教育厚生常任委員会の調査事項ということで子育てについてということで開催をしております。

ゴールデンウィーク明けのお忙しい中、ご参集いただきましてありがとうございます。

昨日新型コロナウイルス感染症も、感染症法で2類から5類ということでインフルエンザと同様の扱いということで、何か一気に、いろんな制限が解けてよかったな、やっと元に戻るなということで、小学校なんかも対面の給食が始まったということでおいしい、うれしいという話も聞いております。そういう中でまだまだ新型コロナウイルス感染症のほうも増えているという状況にあるということなので、それぞれTPOに応じた対策をしながら、今後対応していければなというふうに思っております。

それでは、ご連絡をいたします。会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑答弁の際は簡潔、かつ明瞭にお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源を切りいただくかマナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は6名でございます。欠席委員はございません。

定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

本日は、保健福祉部、健康推進課及びこども課の皆さんに出席をいただいております。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めて皆さんおはようございます。

閉会中の教育厚生常任委員会、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

今日は会議事件2件ということですので、ご協議のほどよろしくをお願いいたします。簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

調査事項についてということで、子育て世代について議題といたします。

当委員会では今年、子育てについて調査事項とすることを決定しております。

そこで今日は、健康推進課、こども課に出席をいただきまして、令和2年に開設されました子育て世代包括支援センターの運営状況について確認をしていきたいと思っております。

それでは、説明のほうをよろしくお願いいたします。

健康推進課長 健康推進課とこども課のほうが関係している事業ですので、2課のほうで出席をしております。よろしくお願いいたします。

それでは、資料のほうをお願いいたします。

子育て世代包括支援センターについて、そちらのほうの資料を説明させていただきます。

次のページ、2ページをお願いいたします。

まず初めに、センター設立の背景になります。

年々、地域のつながりの希薄化によりまして、妊産婦や母親の孤立感のほうが高まっていることから、不安や悩みを1人で抱えることで、子育てにつまずくリスクが高まることが問題となっております。

そういったところで、妊娠期から子育て期にわたる支援の必要性がこれまで以上に求められるようになってきております。それを受けまして、平成28年5月に児童福祉法等の一部を改正する法律が成立いたしました。

母子保健法におきましても、母子保健施策を通じて、虐待予防等が規定されること

になりまして、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うことを目的とし、子育て世代包括支援センターの設置に努めるよう規定されております。

これらの流れを受けまして、当市におきましても、子育て世代包括支援センターを設置しております。

次のページをお願いいたします。

こちらは、市の出生に関する状況の資料をつけております。

出生数はそちらご覧いただくとおり、年々減少しておりまして、令和2年には302人となっております、普通出生率のほうも5.7%となっております。

中段にあります母の年齢別出生数、こちらは5歳ごとにまとめておりますけれども、母親が出産する年齢的には30から34歳、ここの世代を中心としまして前後に多くなっております。ご覧ください。

そちらのほうを、次のページ、4ページのほうに、グラフのほうでその推移を載せてありますので、ご参考に見ていただければと思います。

次のページをお願いいたします。

こちらは市内保育施設等の待機児童数の推移となっております。

令和3年度以降、待機児童が解消されております。

次のページをお願いいたします。

こちらからが子育て世代包括支援センターについて、具体的に説明をさせていただきます。

7ページをお願いいたします。目的になります。

妊娠出産子育てに関する各種相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や医療機関や福祉に関する関係機関と連絡調整を行いながら、母子保健施策と子育て支援施策等を一体的な提供を通じまして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うものとなっております。対象につきましては、妊産婦から主に就学前までのお子さんとその保護者としております。

そちらにも記載がありますとおり就学後につきましても、柔軟に対応はしているような状況となっております。

次のページをお願いいたします。

開設日は令和2年9月1日となっております。

組織体制と担当職員になりますけれども、健康推進課内に母子保健コーディネーターを、こども課内に子育てコンシェルジュのほうを配置しまして、状況に応じまして、連携をとりながら支援をするような体制となっております。

次のページをお願いいたします。事業内容になります。

妊産婦、乳幼児等の状況に関しまして、各種、こども課、健康推進課内で実施しております事業や相談などを通じながら、その対象者の相談内容を把握しまして、その内容に応じて必要な情報提供や保健指導等を行います。また、身近に支援者がいない、

あとは、そもそも基礎疾患を持ちながら、妊娠をされて不安があるとか、通常よりもより丁寧に相談に乗って寄り添う、そういった支援が必要だと判断した場合には、支援プランのほうを作成しまして、関係機関と情報共有をしながら支援を行うような形としております。

次のページをお願いいたします。

子育て世代包括支援センターの運営に係る経費につきましては、国、県の子ども・子育て交付金のほうを活用しております。

次のページをお願いいたします。母子保健コーディネーターと子育てコンシェルジュの役割になります。

先ほど、事業内容の中で説明はさせていただきましたが、こちらのほうは、母子コーディネーターと子育てコンシェルジュの具体的なそれぞれの役割と相談内容について載せてあります。

母子保健コーディネーターは、妊娠、出産、子育てを通じまして、その時期に合わせた相談、保健指導等を行います。子育てコンシェルジュは、主に保育サービスに関連する様々な相談のほうを受けております。

次のページをお願いいたします。

妊娠、出産、子育て期にわたる切れ目ない支援体制ということで、体制のイメージ図としてつけてあります。横軸に、妊娠期を始まりにしまして、子育て期までのライフステージを載せてあります。

そのすぐ下にあります水色のバー、母子保健コーディネーターにつきましては、妊娠届のところから、まずはそこからが相談スタートとなりますので、そこから子育て期にわたって、ずっとどの時期もかわりを持っていくような役割としております。

下方の赤いバーのところにあります子育てコンシェルジュにつきましては、妊娠の出産前後のあたりからが多くなっておりまして、そこから子育て期にかけてということになっております。妊娠初期からも、お子さんの保育等に関する相談は、その場その場で状況に応じて受付はしております。母子保健コーディネーターと、子育てコンシェルジュは、健診や相談などの母子保健事業ですとか、ファミリーサポートセンター等の子育てサービスですとか、地域子育て支援センター事業とか、そういったいろいろな対象事業を対象者に合わせて、ご紹介をしたり、そういったところに参加いただいたりする調整をしたり、その関係者との間で連携をとっていくという形で動いております。

また、1番下に地区担当保健師が出ておりますけれども、健康推進課におきましては、母子保健コーディネーターの役割とはまた別に、もともと地区担当保健師を決めております。この地区担当はお子さんだけではなくて、お子さんから成人、高齢の方まで、地域の中で関わる相談役として位置づけておりますので、そういった地区担当

保健師の活動と母子保健コーディネーター、子育てコンシェルジュとも連携をとりながら、役割を分担しながら、支援する体制をつくっております。

次のページをお願いいたします。

こちらは、子育て支援に関する関係機関と連携体制をイメージ図にしたものになります。

相談内容に合わせまして、様々な関係機関、場合によっては医療機関でしたり、あとは児童相談所でしたり、保健所でしたり、社会福祉協議会でしたり、いろいろな関係機関と必要時に連絡調整をとりながら支援を行っていく体制を図にしております。

次のページをお願いいたします。こちらは事業の実績になります。

母子保健コーディネーターと子育てコンシェルジュのほうが実施をしております相談や、会議等に参加した事業の実績をまとめてあるものですので、ご覧いただければと思います。

次のページをお願いいたします。

こちらは、母子保健コーディネーターが相談を受けている相談対象者の相談時期になります。1番多いのは、子育て期、特に乳幼児の子育て期になりますが、1番スタートの妊娠につきましても、母子手帳交付時に全員、まずはそこで面談をいたしますので、そういった中での相談等も多くなっております。

次のページをお願いいたします。母子保健コーディネーターの相談内容を1年分ですが、まとめてあります。

ここで相談内容の内訳系の項目の欄が、2番目と3番目がちょっと切れておりまして、点々についてあります。申し訳ありませんでした。

この2段目の項目につきましては、妊娠出産による手続等になります。3番目につきましては、育児に関する相談等ということでまとめてあります。

妊娠期の相談では、妊娠による体調不良からくる不安ですとか、妊娠出産に関連するような手続等の相談内容が多くなっております。

子育て期の相談になりましては、育児に関する相談ということで、お子さんの発育発達ですとか、その時期、時期、授乳方法だとか、今度は卒乳の時期になれば、卒乳に関することですとか、その時期に合わせた育児の対応方法とか、そういったあたりの育児に関する相談が最も多くなっております。

また、育児は楽しいばかりではありませんので、それに対する疲労ですとか、逆に不安が多くなったりとか、それに合わせて体調を崩したりとか、そういったことも相談内容の中では、数があるほうだと感じております。

こども課長 続いて次のページご覧ください。

こちら子育てコンシェルジュへの相談対象の相談時期になります。令和3年度の実績ということで、月別で相談割合を円グラフにしたものでございます。

記載がございませんが、総数は延べ件数で812件となっております。

グラフですが、時計の1時方向が、4月の実績割合で以下、時計回りに順に5月6月となっております。このグラフから、年間を通して4月及び11月の12%、10月の13%に相談件数が多いことが分かります。

4月は、年度当初からの新規入園や、年齢が上がりクラスが変わることによる相談が増え、また10月11月については、来年度の当初入所の一斉受付が始まる11月の前の月から、入所に関する相談が増えるというような傾向にあります。なお、この上位3月で年間相談件数の3割強の307件の相談を受けております。

次のページをお願いします。こちらについては、相談内容の実績となります。

記載にはありませんが、先ほどの同様の812件の内訳となっております。

1番多いのは、保育施設等の入所相談の453件、次いで入所後の相談で315件と続きます。

なお、子育てコンシェルジュの相談なのですが、保育園とか幼稚園などの相談を主に受けることとなりますので、それ以外の相談はその他としております。保育サービスに関する相談も14件ほどありました。

次のページをお願いいたします。

本日、皆様のお手元にPR用のチラシと、子育てガイドブックを用意していると思いますが、まずPRチラシのほうなのですが、こちらについては、妊娠された方が保健センターに母子手帳の交付を受けに行くと思うんですけれども、来所した際に配布しているほか、あと地域子育て支援センター、発達支援相談センターすまいるなどにも設置してございます。

子育てガイドブック、こちらについてもPRチラシ同様に、母子手帳の交付を受ける際に、直接妊婦の方にお渡ししているほか、那珂市への転入者については、転入時の手続きにこども課に来庁した際にもお渡ししております。こちらについては那珂市の子育て支援施策が載っておりますので、そういった周知を図っているところでございます。

お手元のガイドブックをお開きいただくと、2ページ3ページの見開きになっているページなのですが、こちらに子育て世代包括支援センターの概要というか、簡単に記載してございます。

それと下のほう、子育て世代包括支援センターのホームページ、QRコードについているものが載っておりますが、こちらのホームページについては、妊娠、出産、子育て期の各種相談や相談窓口となる健康推進課、あるいはこども課の電話番号も記載しております。

那珂市子育て世代包括支援センターについての説明は以上となります。

よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

説明が終わりましたので、これより質疑に入りたいと思います。

ただいまの説明で、委員の皆様から質疑等ありましたら、挙手にて発言をいただきたいと思います。

なお今回は、子育て世代包括支援センターということで、これに関する質疑ということで、メインは行っていただければということでお願いしたいと思います。

何かございますか。

古川委員 お伺いします。

こども課の業務、健康推進課の業務があつて、子育て世代包括支援センターがなくても、今までは子育て世代包括支援センターでされているようなお仕事は当然されていたわけですね。

それが子育て世代包括支援センターになったんですけれども、僕が心配しているのは、やはり場所が離れているところにあるということで、例えば市民の方が、保健指導とかそういった目的なだけけれども、こども課に来ちゃったとか、また逆だとか、そういったときには、結局あそこへ行ってください、ここ行ってくださいっていうことになるわけですね。

そこでの相談は受けてらっしゃいます。

つまり、健康推進課が本来窓口となる業務相談でこども課に来ちゃったときに、こども課ではどういう対応をしているのかという話です。

子育てコンシェルジュ お答えします。

こども課に、健康推進課のほうで手続をすべきことであつた場合は、お伺いして簡単なお相談とかであれば、その場で電話とかでちょっと連絡を取り合つて、お伝えすることは可能なんですけれども、より具体的に専門的な知識が必要な場合に関しては、やはり健康推進課のほうに出向いていただいて、相談などはしていただいております。

古川委員 そうですね。

ただその市民目線で言うと、どちらも子育て世代包括支援センターになっているわけですね。こども課も健康推進課も、子育て世代包括支援センターですね。

だから、結局その辺の交通整理というか、さらに加えると、例えば社会福祉協議会だったり、地域子育て支援センターつぼみだったり、こども発達相談センターすまいるだったり結局は行ってもらうことになる、その辺の整理が、包括支援センターと名乗っていないながら、結局は仕事がそれぞればらばらで、相談を受けられるところが、その辺が市民の方にとって何のどういうメリットがあるのかな。

例えば、そういう相談に来られましたという、Aさんがこういう相談に来られましたっていうのを、その関係機関が全て情報を見れるような、何かそういうデータみたいなものを作成して、いわゆるこの方にはこういう支援プランをつくっていますよとか、作りましたよとかが全部で見れるようになっていて、もう一度、その話を回されたところが一から聞かなきゃいけないようなことになっちゃってはいないのかなっていうところが心配なんですけれども、その辺はどうでしょう。

健康推進課長 それに関しましては、こども課の子育てコンシェルジュのほうと、健康推進課の母子保健コーディネーターのほうの相談に乗っている状況、こういう相談があった、こういうことを紹介した、児童福祉システムという形のものを取りまして離れてはいますけれども、そういった情報は共有ができるような形をとっております。

古川委員 分かりました。

結局僕が言いたいのは、たらい回しにしないでほしいということなんです。

例えば、本来は健康推進課のほう窓口になるやつなんですけれども、こども課に来て取りあえずお話を聞いてくださった。聞いてくださったけれども、対応出来ないから健康推進課行ってください。

もう1回説明を一からっていうのがならなきゃいいなという、だからそのために情報共有して、説明を一から説明を聞かなくても、その件は聞いておりますよ。大丈夫ですよ、分かっていますよ。だからこちらのほうでこういう対応しましょうとかっていうのが、それが、健康推進課とこども課だけではなくて社会福祉協議会だったりつぼみだったり発達支援センターだったり、そういったところは全て共有されているのかなということがないとやっぱり子育て世代包括支援センターと言えないんじゃないかなど。

結局は、子供はこども課の業務で前からやっていますよね。保育の話、保育所入所の相談だとかね。健康推進課のほうでは、保健指導とかそういった話も仕事もともとやってきましたよね。じゃ何が変わったんですかっていうところなんです。

その辺の包括支援センターのシステムというものをきちんと構築していただきたいなと思うんですけれども、それはなっているというふうに考えてよろしいですね。

健康推進課長 場所が離れているところに関して、やはり開設当時、議員の皆様にもご説明をさせていただいた中でもご心配をいただきました。

やはりどうしても離れていることで、住民にとって分かりづらいのではないかと、いうところもありまして、それぞれの立場の中で、特に健康推進課に関しましてはまずスタートのところなので、そういったところの中で全てを、子育て支援センターだからひだまりの相談の場所で網羅できるわけではないと。

ただ、関連することに関して、事前にこちらのほうが聞いた情報をお伝えして、つながりをよくするという事は出来ますということで、そういった形のご紹介をしながら、それぞれのところで、なるべく何度も何度も説明をすることにならないように、気をつけてはおります。

ただそれが100%十分出来ているかっていうと、そこまでの自信とは言えませんけれども、なるべくスムーズにつながるように、職員のほうは努力はしております。

古川委員 1番理想なのは、これはあくまでも理想論ですけども、お悔やみデスクってできましたよね。担当課が全て来てくださって、ご本人はそこにいればいいと、こういうのが1番理想だと思うんです。

子育てことについては、もうここに行けば全て解決できる、相談もできるっていうのが1番理想だと思うんですが、それ場所が離れているのを一緒に、そういうことはなかなか難しいのは分かります。

だから、そういうのは市民の目線からいうと理想かなっていうふうにはちょっと思っていたもんですから気になったのでお伺いしました。

ありがとうございました。

子育てコンシェルジュ 過去の事例なんですけれども、やはりいたところで1回で相談を、やはり健康推進課の相談と保育の相談と両方ある方、転入絡みの方もいらっしゃいました。

過去に数件あるんですけれども、同じ場所で相談を受けたほうがいい場合、ケースもありましたので、そういったときには、健康推進課の保健師と、対象者の方が、子ども課のほうに来ていただいて、一緒に相談を受けたケースもあります。

逆に、子育てコンシェルジュがひだまりのほうに行って、会場をひだまりのほうと一緒に保健師と、対象者の方と相談を受けたというケースが過去にやはり2件ほどありましたので、特別に必要なケースであれば、そういったところは連携して行っています。

ただ、当日にその日に、ここで一緒に相談を受けたいってなるとやはりそこはちょっと難しいのでその辺りは日程などを調整しながら、相談業務は行っております。

委員長 ほかにございませつか。

花島委員 まず私の質問の前に古川委員の意見は賛成ですので、できるだけ1か所で、余り移動なく、相談を受けられるようにしていただきたいと思ひます。

それで、私の質問に入ります。

まず妊娠が分かってから、いろいろなサービスの案内につながるまでの流れってどんなふうになっているんでしょうか。

健康推進課長 妊娠が分かって母子手帳をもらってきてくださいっていうお話が、まず病院のほうで妊娠を確定しましたらば、そういったご案内がありますので、各市町村の保健センター等の窓口母子手帳交付をする窓口に行きます。

那珂市におきましては、保健センターのほうで母子手帳を交付しておりますので、こちらの窓口のほうに来ていただきます。

そちらで母子手帳を交付して、その際にお母さんのこれからの妊娠から出産に向けて、市としてはこういう事業、こういうサービスがありますというご紹介をそういったちょっとした簡単なプランというか、そういった紙面上でつくったものがありますので、そういったのでお示しながら、妊娠の時期は体調的にはこういうことを気をつけてほしい、そのためにこういう検診がありますとか、こういう相談があります。そういったことをそういったものを使いながら、ご紹介をまずさせていただきます。

妊娠期から全て子育て期における時期までのものを、説明するっていうのは時間がかかりますので、全体は載せてありますけれども、まずは妊娠期、主に出産後に係るぐらいまでの市でしておりますサービス相談事業等のご紹介はそこでさせていただいています。

あと、妊娠の後期になりまして、健康推進課のコーディネーターのほうが妊娠後期で、体調の確認をしたり、出産に近くなってまいりますので、出産準備の進み具合はどうかとか出産後の里帰りをするのか、それともそのサポートする人が自宅においでになるのかとか、そういったところも具体的にその方に合わせながら、相談をしまして、プラスアルファ必要であれば、産後ケアのご紹介をしたりとか、その時期に合わせた、受けられるサービス等の紹介をしているという形になります。

花島委員 案内した資料の中にママパパ教室ですか。あるんですけども、これの大まかな内容と、それから参加率、母子手帳をもらった家庭の中から、どのくらいの割合で参加してくれるのか、それからパパママっていうと両方ですよ。どのくらい両方参加しているかというデータがあれば教えてください。

母子保健G長 健康推進課母子保健グループの大畠です。

ママパパ教室は、先ほど課長申しましたとおり妊娠届出の際に、具体的な内容とあと参加の対象ということで、出産前のご夫婦を中心としてご案内をさせていただいております。

内容としては、妊娠編、出産編、産後編ということで3コース、各単発でご参加できるような形になっております。特にご夫婦でのやはり子育てに対する関心が高くて、2コース目の子育て編、こちらの人気が高く、平日の夜に開催しておりました。今年度からは、土曜日の週末の開催という形でちょっと要望に合わせて変更しております。

参加率としましては、2割弱の参加という形で、毎回10組から多ければ15組程度の参加をいただいております。

花島委員 意外と短い時間と思うんですが、それで伝わればそれはそれでいいんですけども。

もう一つ聞きたいのは、結構子育ての段階って、いろいろトラブルっていうのは変な言い方ですが、大変なことになることが多くて、その場合、自分だけじゃなくて、同じような家庭とかほかの子との交流っていうんですか。どんな経験の交流みたいなのがあると少し落ちついていろんなこと対処できるかなと思うんですけども、その辺の支援とか、サポートはありますでしょうか。

健康推進課長 出産をされた後、保健センターのほうでは乳児期に3回、乳児健康相談というものを実施しております。

そういった中、または家庭訪問等でも、直接的な対個人の相談っていうのは私どもで受けておりますけれども、そのほかのお子さん、お母さんとの交流、そういう場につきましては地域子育て支援センター、公立で言えばつぼみになりますけれども市内

では3ヶ所ございますので、そういったところで、少しほかのお子さんを見ながら、ちょっと広い場所で遊んだりしながら育児に関する相談、そちらはそれぞれ保育士等がおりますので、それぞれその場に応じてほかのお母さんとの交流も出来ますし、この場に合わせたご相談等も、地域子育て支援センターのほうでご相談ができるところをご紹介します。

花島委員 分かりました。

委員長 ほかによろしいですか。

遠藤委員 何点かお伺いします。

まず、この設立の背景に平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律成立で、この中で、特にこの母子保健施策を通じた虐待予防等が規定され云々というところがあって、おそらくこの子育て世代包括支援センターそのものに関しては、虐待予防、今かなり社会的な問題になっていますので、虐待予防の部分というのがかなり大きくなってこのセンター設置の流れがあるのかなというふうに思うんですね。

そういった意味で、この虐待に関してのご相談がどれぐらいなのかと、先ほど子育てコンシェルジュなり母子保健コーディネーターの相談内容なりを見ていたんですが、今の時点で虐待の案件とか、あとこれに関してこのセンター内では、どのように対処しているかっていうのを教えてください。

母子保健G長 こども課のほうの家庭児童相談室との連携になりまして、こちらに関しては、子育て世代包括支援センターの相談の数には含めておりませんで、主に母子保健事業、同じ課内ではやっておりますけれども、各相談事業を通して予防の視点も含めた相談、ちょっと養育的な支援を必要とする方であったり、家族関係の問題であったり、健診や相談事業を通して、事前にこちらで、担当の保健師を通じまして、月1回こども課との情報共有という場を設けております。

そことあと直接の相談っていうところを常に連携をしながら、こども課の家庭児童相談室のほうにつないでいるというような形で行っております。

数は申し訳ありません。ただいま出ておりませんで、この場では申し上げることが出来ません。申し訳ありません。

遠藤委員 そうだと思うんですね。他機関との連携体制の中で家庭児童相談室、これはこども課なんでこども課にお聞きするんですが、こういう相談があった場合の対処の仕方は、どういう機関とどういう連携をしていますか。

こども課長 まず、対象となるお子さんがこういった年齢になるかということもあると思うんですが、例えば、保育園に行っている、幼稚園に行っているっていうお子さんであれば、当然そういった施設との連携というのも入ってきます。

あと訪問とかも可能であれば、訪問するっていうのは相当なケースなんですけれども、そういったことが可能であれば、実際に訪問とかがっていうことになるかと思うんですけれども、ただ、今、子育ての包括を通しての、そこまでのケースっていうのは、

訪問とかっていうところまでいくようなものは、実際にはないっていうのが現実ですけども、対象となるお子さんによって、それはうちのほうでも連携はしているというところがございます。

遠藤委員 そうなると、やっぱりかなりお子さん、子育てにおける虐待の悩みとかというのは結構レアケースではないと思うんですね、私は、肌感覚では。結構意外とあるのではないか。

ただその虐待という部分は、そもそもこの子育て世代包括支援センターの事業として、どこまで認識されているかっていうとこれはまた別で、別の虐待の部署でやるんだ、そういうことになるんですか。

こども課長 そもそも家庭児童相談室はこども課の課内室になりますので、結果として、こども課のほうの担当部署が、関わってくるというケースになりますので、そちらにも当然職員がおりますので、家庭児童相談員、あとは母子父子の相談員もおりますので、その方と適宜連携をとりながら、対応できる手段、方策考えながら対応しているっていうのが現実でございます。

遠藤委員 分かりました。恐らくこれは今までもやっておられた業務だと思うので、それが新たにこういう法的な位置づけで、このセンターが出来たと書いてあるものですか、他機関との連携体制もこの中でより緊密にやらなければいけない内容なんだと私は思うんですね。

なので、そこのところぜひそういった意味ではこれは県の児童相談所であるとか、警察であるとか、そういったところとも多分連携をしないといけないんだろうと。

私もちょっと身近でそういう例が、この春あったものですから、ぜひそれはお願いをしたいということを申し上げておきます。

あと、待機児童に関しての定義ですけども、ここ数年この那珂市内における待機児童はゼロという数字が5ページに出ていますが、待機児童と言ってもこれも前からの話なんですけど、本当に市内で、家庭が望んでいる保育園、保育所に全て入れているのかどうか。望んだ保育園、保育所に全て入れて本当は待機児童ゼロなんだと私なんかは思うし、恐らくママさん方もそう思っているんですよ。

待機児童ゼロ。これって、待機児童の定義をもう一度確認します。

こども課長 待機児童のまず定義なんですけど、調査日時点、基準日時点で、保育の必要性の認定がされ、特定教育保育施設または特定地域型保育事業の利用申込みがされているが、利用していないものを把握するというのが待機児童の定義になっておりまして、前提はそれなんですけども、その中でも幾つか例外となるようなケースがございます。例えば、実際にほかに利用可能な特定の保育施設、事業者があるにもかかわらず、特定保育所を希望し、保護者の私的な理由により、待機している場合は待機児童数に含めないというようなことも例外としてあります。

例えばですけど、兄弟がおりまして、上のお子さんは希望している施設に入れますが、

下のお子さんは、そちらの同じ施設じゃなくて別な施設、そこであれば空きがあるんで入れるんですけれども、親御さんとしては、兄弟一緒の施設に行きたいというような要望があって、もうちょっと待ちますっていうような場合には、これは待機児童の定義は当てはまらないということになってございます。

遠藤委員 まさしくそうなんですよね。

これはずっと前から指摘されていることだと思うんですが、まさしく今の私的な理由になるんでしょうけれども、行政的に言うと。

ただ上の子はA保育所に通っていて、下の子はB保育所ですよ。でもそもそも保育所っていうのはフルタイムで働いている親が、預ける場所ですよ。

朝忙しい中、あっち預けてこっち預けてって、それは私的理由でしょうが、できれば避けたいですよ。忙しい時間預けに行くんですから。同じところに行きたいのは当然だと思いますね。当然だと思います。なので、2人ともA保育所に本当はさせてあげたい。けれども、下の子はB保育所にやむを得ず行っている。けれどもこれは待機じゃないですか実際は。本当は行きたいところに行けてない、行きたいところに行けてないというのは、本来僕は待機になるんじゃないかと思うんですけれども、ここの見解もう一度お願いします。

こども課長 利用者、親御さんの視点からすれば、当然委員言ったとおりだと思うんですけれども、私たちが調査で待機児童の報告、県のほうに毎年するんですが、その中では、一応今言ったような定義での数字の把握ということでございますので、事務的に出している数字が待機児童なんで、心情的な部分はもちろん理解はしています。

遠藤委員 ありがとうございます。

あと例えば兄弟もそうだけれども、例えば、菅谷に住んでるお母さんが水戸市のほうに通勤するのに、額田しか空いてないと。瓜連しか空いてないと。ここ空いているのに入れてくださいと。でも全然通勤の方向と逆なんです。でもこれはわがままだから、わがまま待機みたいな言葉が、数年前ありましたけれども、これ空いているのにこっち回っているのは待機じゃないんですよ、定義上。

これ待機になりますか。

こども課長補佐 そのようなケースの場合は通勤時間とかそういったものと、あと保育施設の開所時間、そういったものも考慮しまして、そこに当てはまらないというところであれば待機児童になりますけれども、通勤時間とかも考慮して、それでも送迎が可能となれば、そこは待機児童に含まれないというふうになりますので、そこら辺のご家庭の状況に応じて、そのカウントが変わってきます。

遠藤委員 ちなみに、ケースバイケースという話ですが、今みたいに菅谷の方が水戸市に通勤するのに、瓜連額田の方が空いている。これを入れてくださいとなった場合これは待機になりますか、なりませんか。

こども課長補佐 そのご家庭の会社に何時に行かなきゃいけないのか、送迎時間とかも含

めた上で、保育園が空いている時間に通える、通わすことができるということであれば、待機児童に含まれない。けれども、もう6時ぐらいに出勤しなきゃいけない。そのときに保育園が空いていない、瓜連にも通わせられないってなれば、それは待機児童に含まれるということですよ。

遠藤委員 例えば通勤時間、例えば水戸市に行くのに8時半までにはもう通勤、仕事開始しなきゃいけない。こっちは7時過ぎには出なきゃいけないんですよ。そういったところに預けてくださいっていう場合は、これ待機児童になるんじゃないですかね。

こども課長補佐 7時に開所している保育施設で、7時に預けて8時半までに水戸に出勤できるということであれば、通わすことは出来ますよねっていう話になるので、そのときには待機児童にならないんですが、8時に出勤しなければいけないので、6時半ぐらいには預けないと、間に合わないんだけれども、といったときに保育施設がどこも空いてませんということになると思うので、そういったところの場合は近所じゃないと入れないっていうことであれば待機児童に当てはまるということになります。

遠藤委員 言ってみればそういう細かいヒアリングはしていただけるという話のようですよ。ご本人がそれは無理ですよと。それは行けませんよとなるとこれは待機になるんですか。

こども課長補佐 不可能なことであればそこは待機にはなりませんし、あとは可能な範囲で、もし水戸市にお勤めであれば、水戸市の保育園のほうで、空きがあるかどうかとか、そういったことをご案内したりとか、いうことで、那珂市内が無理だとしても、市外の保育施設のほうをご案内するような形になります。

遠藤委員 細かいことをお聞きしておりますが、これなぜ聞くかというところという統計をもとに予算立てするからなんですよ。政策決定するからなんですよ。

これ数年ずっと待機ゼロですって言ったらもう保育施設は充足している。だからもうニーズは全部オーケーなんだっていう政策判断になるんですよ。だから、こっちは手をかけなくてもこっちはオーケー、次ほかにっていうことになるんだけれども。これずっとゼロだとすると、これやっぱり本当にパパママが、この保育所入所に関して、不平不満がないのか。現状に合っているのかどうかっていうのは、やっぱり常に見直しをする必要があると思うんですよ。こういったものが、実際どういう相談、コンシェルジュが、その入所に関していろんな相談百何十件あるようですけども、本当にここは入れないんですか入れないんですかっていうこういう、せめぎ合いというか、それが恐らくあるんじゃないかと想定されるんです。多分僕は、保育ニーズはまだ充足されてないというふうには思っているんで、そのためのサービスの予算も僕は必要だと思うんですよ。

ただ定義分かります。これ上からの定義なんで、那珂市だけでどうこうできる問題ではない。でも、やっぱりこれは地域っていうのは現場なので、現場でこういうことなんですよという部分は、県や国でも上げてもらってもいいと思っているんですよ。

定義がそぐわない現状だからゼロみたいになっているんですよ。

誰でもじゃお母さん方は、この保育入所に関して全員満足しているんですかということになると違うと思うんですね。そこら辺のところは、やっぱり現状1番知っているのは市ですから。そういったところを、これ待機者の定義が、実際どうなんでしょうという部分は、何かしらの会議なり、何かしらの上部機関との話合いがあるときにも出していただきたいなと思うんですよ。

この現場の肌感覚を知っているのは、実際皆さんが1番知っているんですよ。本当にニーズが充足されているのかどうかっていうのは、ちょっと肌感覚でいかがですか。こども課長補佐 おっしゃることも、もちろん分かります。

国のほうの定義に基づいて、待機児童の報告はさせていただいているんですが、今回子育てコンシェルジュを設置したことによって、やはりそういった保護者目線のニーズというものを聞き取ることができる。

それを子ども・子育て支援事業計画に反映することができるっていうことが今回このセンターを設置したメリットでありますので、数字がゼロだから充足しているっていうことを言っていることではなくて、それ以外に求めているものは何かあるのかっていうのを集約して、子育て世代の方が何を求めているのか、どういった施策につなげていけばいいのかっていうことを見ているところでもありますので、もちろんそれがないがしろにするとか、そういうことをしているわけではなく、そういったものを反映させながら、子育て支援をしていきたいなと思って進めているところです。

遠藤委員 ぜひそのようにお願いします。

あとそういった意味では、ほかの市町村からこの那珂市に移り住んできてというようなこともあると思うんですが、これちなみにほかの市町村の設置状況分らないんですけれども、包括支援センターの他市町村の設置状況についても分かれば教えていただいていたいいですか。

こども課長 県内44団体あるんですが、うち36市町村に設置がされています。

遠藤委員 この那珂市近隣では、大体みんな設置されていますか。

こども課長 近隣ですと、水戸市、東海村、日立市、常陸大宮市、常陸太田市、ひたちなか市、周辺は全部設置されているということです。

遠藤委員 分かりました。

であればほかから移り住んでこられる若い世代の方々とも、背景でも連携がとれるんだらうと思いますし、お願いしたいと思います。

あと最後に支援プラン、ずっと一貫した就学前までの支援プランの作成管理、これは健康推進課と書いてありますが、これはどういう支援プランになるのか、どういうことが記載されているのかっていうことを教えてください。

母子保健G長 支援プランは、国の子育て世代包括支援センターの業務ガイドラインに準じて、那珂市のほうでも取り入れております。

こちらに書いてある内容等につきましてはまず、妊娠届出を始まりにしまして、先ほど言いました、全ての方が対象となるので、全ての妊婦さんが、母子保健や子育て支援サービスを適切に選択できるように、セルフプランというものを通して、情報提供、案内をしておりますが、そのサービスの選定に係る助言などを必要とする、支援を必要とする場合のケースにつきましては、この支援プランという、妊産婦を主体として支援を必要とする保護者とともに話し合いながら利用できる、利用計画というものを作成していくという流れでつくっております。

遠藤委員 これは那珂市内の全ての子育て世帯のプランが作成されているんですか。

母子保健G長 セルフプランという名前で、妊娠届出のときに、その時期時期に妊娠前期、中期、後期、出産期といった各期に応じた、身体の特徴でありましたり、保健情報や、子育てサービス情報、こちらを表にしたものをお母様と共有しまして、この説明については、本日行いましたという形で、案内をしているものがセルフプランという形になります。全員に行っております。

遠藤委員 すごいですね。これ、ちなみに何世帯分になるんですか。今のところ、ざっとでいいですけども。

母子保健G長 妊娠届出数全数になりますので、概数ですが300人程度になります。

遠藤委員 すいません。もう1回。考え方として、毎年300人ぐらい、これが累積してきますよね。累積していくから今現時点でこのプランがあるってというのは何世帯分あるかっていうと就学前の分、2,000件分ぐらいってイメージですか。

母子保健G長 あくまでもセルフプランというものについては、ほんとに全員対象ですので、ほとんどの時期に、特徴とするものがある程度標準化されているプランになっておりまして、それ以外に、個別性というかその方の特徴に応じて、プラス関係機関と連携しながら、情報提供等を支援していく必要がある方が、今度支援プランという名前になりまして、ここに書かれている数が、その数になっております。

遠藤委員 最初セルフプランから今度支援プランにお子さんの成長に従って名前は変わっていくし、内容も当然それぞれ連携する、サービスの提供ということになるんでしょうが、それは、だからセルフプランもう何百件分あって支援プランも何百件分あるということでもいいですか。

健康推進課長 セルフプランのほうは、本当に妊娠届を出した方に、この先の見通してこういうふうになっていますよっていうところと、あわせて事業等のご紹介をするもので、支援プランにつきましては、今担当のほうが申しましたとおり、妊娠したことによって不安がある、精神疾患をお持ちだとか、支援者が近くにいないとか、より丁寧ないろいろなところを紹介したり、関係機関と連絡をとったほうがいいだろうというときに立てるのが支援プランになっておりまして、資料の14ページのほうに、令和2年度と令和3年度に作成をした支援プランのほうで、令和2年度ですと12件、令和3年度ですと17件という形になります。

遠藤委員 そういうことなんですね。令和3年度は17件なんですね。

僕がちょっと聞きたかったのは、そういうプランが就学前にいろいろと各家庭用にもあるのであれば、それが就学後のときに、関係機関との連携で、そのご家庭に関しての保健状態とか、場合によっては虐待のケースがあるかもしれない。

そういったものなんかもいろいろと関係機関連携されるものがあるのかなと期待をしたものですから、ちょっとお聞きをしたんですよ。そのプランの在り方と、それがどういうふうに小学校に上がってからも使えるものなのかどうかというのを聞きたかったんです。

そういうものではそもそもないということなんですか。

健康推進課長 まずこの子育て世代包括支援センターが出来て、ここの中でどういう、関係機関が連携をとるときに、やはり計画がなくては、そういったことが出来ませんので、まずはその中で関係機関の役割を分担しながらどう関わっていくか。

どんどんどんどん時が流れていきますので、例えば妊娠初期に不安なことが、妊娠中期、後期ってなったときに、また同じことをそのままやっていくのかっていうのではなくて、その都度、どれぐらいの時期になったら見直しをして、どれぐらいの時期になったら見直しをする。

それ以上、お母さんのほうも落ちついて子育ても出来ているとなると、ずっとその支援プランを中学まで引っ張っているわけではないんですね。その時期時期で必要なときに必要なプランを立てると、そういう意味合いでつくっておりますので、令和2年度からつくり始めております。そのお子さんたちが今度就学に当たる時期になったときに、就学時に必要な情報があるかどうかとか、そういったのっていうのは今後見ていきながら、生かしていけるかどうかも含めて考えていくものかなと考えております。

遠藤委員 分かりました。

本当にすごく子育て大事だと思いますし、私も娘が小っちゃい頃、うちまで保健師が来てくれて、様子見てくれて、いろんなアドバイスをやっぱりしてくれたのはすごく助かったなって思いがあるんですよ。やっぱりすごくそういうときに若い、パパママたちに対してすごい情報提供も大事だと思うし、行政サービスってすごく重要だと思っていますんで、うまくこのセンターがせっかく出来たのであれば、今でもやっていращやる部分をもっともっと、いいものにしていただけるようにご期待申し上げます。

以上です。

古川委員 今遠藤委員が質問された支援プランにちょっと関連するかと思うんですけども、最近よく保幼小連携って言ってますよね。いわゆる保育園、保育所、幼稚園での情報がそのまま小学校に引き継がれるみたいな。そのときに、1番あるのが障がいをお持ちのお子さんが多分そういう連携されていると思うんですが、それとまた、今の

ご説明いただいたこの支援プランというのは全く別物なんですか。

それはどういう形で小学校に引き継がれているのでしょうか。

健康推進課長 こちらでつくっている支援プランについては、本当にもうその時期、妊娠期から子育て期、令和2年度から作成をしておりますので、まだ就学までには至っておりませんし、令和2年度の妊娠期から出産、ってなりますと、今現在、2歳児とか3歳児、せいぜいそれぐらいのお子さんになりますので、そのプラン自体が、就園就学に向けて必要であれば、もちろん関係機関として関わっている家庭の中で、お母さんのほうが保育所を希望しているとなれば、今までこういったかかわりを赤ちゃんの頃からしてきているという情報は、保育所等の入所の際には、お母さんに許可を得て、今まで関わっていたこういう丁寧な関わり、保育所でも気をつけてもらおうね、お母さんが不安になりやすいとか、例えばそういうところをよく声かけてもらったほうがいいよねとか、いろいろ話をしながら、お母さんがもし希望するというのであれば、こちらからもそういった情報の提供をしながら、支援につなげるということは、あり得ると思いますが、今現在、うちで立てている支援プランを、幼稚園、保育所、学校はまだですけどもそこに直接的につなげたケースっていうのは、まだないですね。今後必要であれば、そういったケースはつながると思います。

古川委員 分かりました。

つまり包括支援センターでのこの支援プランが保育所だとか就園就学のときに活用された例は今のところないってことですね。ただ実際のところはほら、先ほど言ったのは、だから保育園と保育所とか幼稚園から。学校から学校に上がる小学校に引き継がれているということなのかな。実際にそれが引き継がれているって聞いているんですけども。だからそれは、健康推進課じゃなくて、学校から学校への、保育園、幼稚園から小学校へという情報が引き継がれているということなんでしょうね。

こども課長 保育園から例えば小学校に上がる際に所管は学校教育課、教育委員会になると思うんですが、就学支援委員会という委員会を踏まえて、例えば障がいのある子だったら、その子が実際に普通学級に入れるのか、特別支援学級なのか、はたまた特別支援学校相当なのかっていう会議をやるかと思うんですが、そういった会議をやる際に当たっての資料として、当然保護者の内諾というか、了解を得ていると思うんですけども、そういったものを例えば、保育所から教育委員会のほうに情報提供ということがあればやっているっていうことは間違いないです。

古川委員 全く別のものがあるってことですね。学校から。

委員長 ほかに。

武藤委員 説明していただいて、内容は分かりました。

でも、この広報の仕方なんです。どうやって、妊産婦の人たちがこのような資料とかこのメニューを、分かり得るかその広報はどのようなシステムになっているのかっていうのをちょっとお伺いしておきます。

健康推進課長 子育て包括支援センターのPRにつきましては、一般的な周知になりますとホームページ等になります。

まずは、妊娠が取っかかりにはなりますので、母子手帳交付で、健康推進課の窓口に来た際に、こういったものがあるというところを紹介して相談に乗れる場所がありますということで、ご紹介をしてPRをしているというのが現状です。

こちらの冊子のほうも中を説明しながら、まず最初ですので、妊娠届のところから、あとは赤ちゃんが生まれたらって大ざっぱに、ざっとこういったところがいろいろありますよっていうところを紹介して、1番最初のところにあります子育て包括支援センター、こういったものでいろいろご相談にも乗れるというところは、一人一人妊娠届出をされた妊婦、またはどうしても体調が悪くて、おいでになれない場合にはご家族の方にその辺りはお話をして、PRのほうはさせていただいております。

本人が来られない場合には、後日こちらのほうから直接、お電話をかけさせていただいて、体調はいかがですかと話しながら、ご相談事があればこちらのほうで受けますっていう形のPRのほうはしております。

武藤委員 僕のちょっと知っている人なんだけれども、妊娠しているんですけども、まだ母子手帳をいただけてないという方がちょっといたんだけれども、これ別に交付手帳てもらわないならもらわないでずっと進んじゃって出生届まで、コンタクトがないってということもあり得るのかな。

健康推進課長 場合によってはございます。

妊娠をしたけれども、出産を迎えるかどうか、いろいろ悩んでる方もいますし、妊娠が分かった時期が遅くて、遅い時期に後期に初めて母子手帳をもらいに来るという方もいます。

ただ母子手帳に関しましては、医療機関のほうで、妊娠中の妊婦自身の健康管理、出産、全てが無事に何事もなく出産ができるということは望ましいことですが、その方それぞれに妊娠によって体調が変わって出産も危険が及ぶ場合もございますので、妊娠中の健康管理のためには、医療機関のほうは母子手帳を必ず行くたびにもらってきてね、もらってきてねとは言っているはずなんです。

ただそこをそれ以上の、誰が実施しているかがこちらでは把握は出来ませんので、おいでいただかないと、それ以上っていうことは出来ないんですけども、妊娠をしたならば、母子手帳発行しますよってということでホームページのほうを見ていただくしかないかと思うんですけども、もしお知り合いの方がもらっていないということであれば、体調管理の面でも医療機関のほうでも必ず必要なものとなりますし、ご自身の体調管理の面で、妊婦健診の結果等が記載されて、赤ちゃんが生まれますと赤ちゃんの成長記録となって、後に残るものですので、ぜひ早めにおいでいただくようお願いしたいだけだと思います。

武藤委員 よく分かりました。

それについて、この冊子の14ページの下のほうで、妊婦健康診査費用が、14回まで助成しますってあるんですけども、大体の費用はどのぐらいずつ、基本的に14回っていうと妊娠10か月として、月に1回以上は病院行くので、結構な数をいただけたと思うんですけども、これってどのぐらいの金額を予定してんですか。

健康推進課長 1回1回で設定金額が、その検査項目によって違いますので、1回で1万円を超す回もありますし、通常の何もなければ最低5,000円の回、あとは8,500円を補助する回ということで、トータルで今11万円ぐらい、14回分ですと、11万円弱を補助しております。

武藤委員 よく分かりました。

一通り僕も分かったので、そのようなことをご案内していきたいと思います。

ありがとうございます。

委員長 ほかよろしいですか。

副委員長 こちら乳児家庭全戸訪問されているっていうことなんですけれども、これ本当に全世帯訪問されているんですか。

健康推進課長 出産の後に、こちらのほうで訪問をしております。

ただお子さんが早く生まれたとか、小さく生まれてということで、本来でしたらば、4か月以前に家庭訪問を予定して、連絡をとりながら家庭訪問をしておりますけれども、その時点で行けないという場合もございます。時期をずらしながら訪問に行っております。

ただその時期までに完全に把握が出来ていないということではなくて、訪問は出来ていなくても、ご連絡をとりながら、お母さんの状況、お子さんの状況を聞いて、入院中の場合もありますし、そういったところの状況把握はしております。

ただ、どうしても来てほしくないという方も中にはいらっしゃいます。そういったときには場所を、本来でしたらばご家庭に出向いての訪問になるんですが、センターのほうに来ていただいて、体重測定とか、お体見せていただいたりとか、そういった対応も実際のところはやっております。

副委員長 私の友達もほかの市町村なんですけれども、やっぱり来てもらうのに抵抗があるって言ってずっと間をとっていったってのを聞いたことがあったのでどうかなと思ったんですけども、あとやっぱり家庭訪問されるとその家庭状況すごくよく見えるのかなって思うところもあるんですよね。

そこでやはり私生児を生まれた方もいらっしゃると思いますし、あとは産後うつなんかもなられる方もいらっしゃるって聞くので、そうしたところに1回の訪問で、そうした傾向が見えたときには次の支援にどうつなげているのかなっていうところも気になる場所なんですけれども、そこはどのようなのでしょうか。

健康推進課長 以前よりも、産後うつ傾向が大きくなっているというところもありますし、以前でしたらば、産後のお母さんの健診って産後1か月の1回だったんですが、

今現在は、産後2週間と1か月と、産後2回健診があります。

そちらでも病院のほうで、産後すぐのお母さんの体調の不調ですとか、訴えですとか、そういったところを確認していただいて、早めに連絡をとったほうが良いという場合には、病院のほうから保健センターに連絡がまいります。

それでこちらのほうでお電話等をしながら、通常ですと2か月前後で家庭訪問をしますけれども、早めに行く必要がある場合には早めに行って、病院に受診されることが本当に必要かどうかという判断もありますけれども、そういったところも含めてご相談をしまして、その後お電話等でフォローをしたりしながら、状況を確認しているところになります。

副委員長 ぜひそのケアもお願いします。

やっぱりそういううつ状態になっていると、周りの後押しがすごく必要だと思いますので、その辺はお願いしたいと思ひまして、あともう一つガイドブックの18ページのほうに新生児聴覚検査費用の助成とありまして、生後間もなくきちんと治療すれば、聴覚の難聴がかなり治るってことを聞いたことがあるので、那珂市でちゃんとやっているんだなって今思ったんですけれども、検査を受けられる方は結構いらっしゃるのでしょうか。

健康推進課長 この検査のほうは、まだ産後病院で入院中で、産婦人科のほうで検査ができるようになっております。

ほぼほぼのところでは検査ができるように機器を購入して検査を実施しております。

ただ、数か所その検査機器を持たないというところがありますので、そういった場合には、検査を持っているところをご紹介して、検査を受ける希望があるという場合には検査が受けられる状況にはなっております。

ただこれも、保護者の希望になりますので、お1人ぐらいやらないという年もありましたけれども、ほぼほぼ100%に近いぐらい皆さん検査のほうは受けていただいているような状況にはなっております。

副委員長 ちなみに、検査費用とあとはどれぐらい助成されているのか教えてください。

母子保健G長 2種類の検査が機器でありまして、一つ目がAABRという検査、こちらが8,500円程度だったかなと思います。OAEというもう一つの検査は、それより若干値段としては安くて6,000円前後で、実施率としては、6対4ぐらいで、AABRのほう若干多かったかなと記憶しております。助成率については、AABRのほうやはり高めですので、AABRが3,000円で、OAEのほう2,000円の助成という形で、一部助成になっております。

遠藤委員 1点だけ。

今の体制は分かってきましたが、こういう体制の中で、まさしく昨日から5類に移行した新型コロナウイルス感染症における状況だったんですが、乳児家庭全戸訪問なんていうのは、いわゆる外出自粛がかかって、かなり期間あったと思うんですが、そ

れはどういうふうにしてらっしゃったのかということと、あとコロナ禍において家庭内でやっぱりステイホームということで、いろんな家庭内での虐待がかなり社会問題化してはいましたが、那珂市内においてはコロナ禍における、子供関連での虐待事案とその対応策っていうのをそれぞれ教えてください。

健康推進課長 乳児家庭全戸訪問についてになります。

新型コロナウイルス感染症により、外出自粛の期間とかいろいろありました。

ただ、この母子保健に関して、必ずしも行かない方がいいのか、それともその時期その時期、不安を持っているお母さんたちっていうのはいますので、どちらにしても、訪問の予定を入れるお電話をかけた時点で、家庭訪問の実施をしていると。

通常よりも、ちょっとポイントを絞って短時間で家庭訪問をするけれどもそれを希望するかどうかというのをまず確認の上で、お互いに体調確認をして家庭訪問をさせていただいたケースがほとんどです。ただ怖いということで、やはり訪問は受けたくない。ただこちらのほうとしても、いろいろな育児に関する資料等もありますので、そういったものをお持ちして玄関先でそれを渡しますと、お母さんと赤ちゃんをそこで確認だけさせていただいて、そういった資料を読みながら、いろいろ何かあればお電話で対応しましょうということで、資料を置いてきたというケースも何件かあったと聞いています。

ただ、本当にそれは最初のときだけで、それ以外は、家庭訪問を新型コロナウイルス感染症で拒否するという方はまずほとんどいなかったような状況になっています。

こども課長 委員からコロナ禍における虐待がどうだったかっていう話だと思うんですが、私の持っている資料でちょっとその数字的なものと把握してないんですが、ただ感覚的なもので申し訳ないんですが、多分コロナ禍で自粛制限が出てた中では、お父さんが例えばリモートワークとかで絶えず家にいるとか、夫婦一緒になる時間が多くて、結構ストレスがたまっているっていうのが世間的にも、よく言われてた話なのかなと思います。

ただそれがもともと、実際にお子さんに手を出しちゃっているとか、何かしらあったっていうのはうちのほうでは、数字としては把握していません。

以上でございます。

古川委員 今日、改めてこのガイドブックを見させていただいて、また皆さんからご説明をいただいて、こんなことやってんだ、あんなことやってんだってすばらしいなと思いましたが、ただ、やってらっしゃることはほとんど法律に基づくもので、各自治体でやらなければいけないっていうに義務づけられているものがやっぱりほとんどじゃないかなと思うんですね。

今、いろんな自治体で子育てをするならどこどこへみたいなの、売りでやっている自治体ございますよね。

那珂市でそういう法律に基づくものではなくて、子育てをするなら那珂市、那珂市

はこれをやっていますって何かあるんですけど。すぐに出てくるものってあります。ほかではやってませんよっていうような。

健康推進課長 今すぐにお答え出来なかったのがお答えだと思っていただければと思います。

ただ、私どもも、どこの市町村もそうだと思いますが、最低限決められたことをより丁寧に、それは基本に思いながら、丁寧に形式上だけではなくて、丁寧に常にそれを心がけながらやっているというところだけはお答えさせていただきます。

古川委員 その役目が子育て世代包括支援センターだということですね。

ありがとうございます。

委員長 ほかよろしいですか。

花島委員 幾つか質問したいんですが、一つは、よその自治体に住んでいたときに、妊娠が分かって、そちらで母子手帳なんか、発行してもらって、それで那珂市内に転居する方も少ないかもしれないけれども、いると思うんですが、そういうところの連携ってどんな感じになってんでしょうか。

健康推進課長 市民課の窓口のほうで転入手続をされた際に、妊娠されている方等になりますと、妊産婦マル福制度、妊産婦がマル福で使える医療費補助もありますし、妊婦健診等の助成券先ほど14回ってありましたけれども、こちらのほうは各市町村のほうはその券を発行しておりますので、そういった発行が必要になるということで、健康推進課の窓口のほうに来ていただくようにご紹介をしております。

健康推進課の窓口のほうでそういった手続をして、那珂市のサービスのほうをご紹介をするという形で案内をしております。

花島委員 そうすると、14回っていうサービスで例えば水戸市も14回なんですか。

そうすると、あっちで何回受けてこっちで何回受けてって併せて、整合性が取れるようにやるってことですね。

健康推進課長 もし前市町村が水戸市で5回、妊婦健診の件を使っても受けていると、ちょうど週数的に6回目になるということであれば、前市町村分で何回を使ったかを確認した上で、残りの那珂市としては14回なので、今その週数に合わせた残りの回数分の券を発行するという形でやっております。

花島委員 私の質問最後ですが、先ほどほかの方の質問からセルフプランの話がありまして、件数が10数件というのは、要するにこれ何かこう特にプランをつくる必要があると思ったケースにだけつくってという理解でいいんでしょうか。

健康推進課長 支援プランは、プランを立てる。

令和3年度ですと17件になってますけれども、プランをたてて関係機関と連絡をとりながら、一緒にお母さん、こういうものの利用はどうかなって実際にしたかなどうかなっていうのも含めた、経過を見ながらのプランを立てるというのは、支援が必要な方とこちらのほうで判断をした方です。

もう一つ説明の中でセルフプランという話をしたかと思うんですが、セルフプランに関しましては、妊娠届出を出した時点で、そこから妊娠をして出産までを迎える見通しですとか、出産後お子さんが小学校に上がるまで、市でどういうサービスがありますといった、そういったのを紹介してある紙がありますので、それを使ってお母さんと確認をするようなもの、それは全員にやっているということです。

花島委員 そうするとセルフプランの場合は、特別に家庭ごとにアレンジしたものではないということですね。

健康推進課長 セルフプランのほうは、限定されているものではなくて、全ての方にお渡ししているものです。

妊娠届出を出した方に出しているものです。

花島委員 私言葉に結構気になるんで、ちょっとそれめちゃくちゃ違和感ありますね。

やっぱセルフプランっていうと固有なものだと思うんですよ。今まで言わなかったけれども、コンシェルジュっていう言葉も、めちゃくちゃ違和感あります。もともと案内人っていう意味ですよ。だけれども、これ案内人だけじゃないですよ、役目は。

だから、何でこんなふうにかタカナ文字を使うのかっていうのがちょっとよく分かんないんでセルフプランも違和感のついでに言っておきます。

何をしているかは分かりました。

委員長 ほかよろしいですか。

それでは、質問のほうはこれで終結といたします。長時間にわたりましていろいろありがとうございました。

暫時休憩をいたします。

執行部は退席をお願いいたします。

お疲れさまでございました。今日はありがとうございました。

休憩（午前11時34分）

再開（午前11時38分）

委員長 再開いたします。

続きまして、調査事項の今後の進め方についてを議題といたします。

ただいまの執行部の説明を受け、当委員会の調査事項の子育てにつきまして、今後どのように進めていくか、皆様のご意見をちょっとお聞きしたいと思います。

今は子育て世代包括支援センターの業務内容ということで、那珂市でやっている事業、その他いろいろ説明をしてもらいましたが、今後は、どういうふうにするかということで、今は政策、担当部課のところの話と子育て世代包括支援センターの下に、地域子育て支援センターがありますし、つぼみ、ちいろばでやっている、市内3か所ですね。そこは実際に市民の方が訪れていろいろ子育て事業を受けられているという内容になっています。

どうですか。

今日、もちろん少子化対応もそうですし、那珂市の魅力度アップについても子育て世代包括支援センターの活動っていうのは魅力あるもんだと。これはよその人から聞いた話もありましてね。伴走型の寄り添い型の支援というのは非常にいいですよっていう話は聞いてはいます。

ただ今日のお話ですと、オリジナルでそんなにやってはいないんで、今後やっぱり、那珂市の魅力をとって評価できるものであればそちらのほうで調査をまた続けるのがいいのかということもあろうかと思えますんで、その辺はいかがでしょうか。

遠藤委員 委員長おっしゃったような、まず今日はいわゆるこのセンターの概要を、お聞きをして、一応司令塔の考え方というか、包括的なものをお聞きしたけれどもあとは現場なんですよ。

現場でどのように、このような理念を実際にやっていらっしゃるかっていうところは、我々当委員会としてもしっかり現場にお伺いをしてお聞きするというのは当然いいと思います。と思えますので、あとはどこに行くかということだと思いますけれど、例えば、やっぱり、子育て支援センターつぼみがありますし、あとは障がい児であればすまいるですかね。後は、ここにもたくさん書いてあるんですけどもここに書いてある全てに行く必要があるかどうかですよ。ちょっと、一応そこらぐらいは必要かなとは思っています。

委員長 遠藤委員のほうから現場確認ということでつぼみとすまいる等の視察ですね。案が上がりました。

ほか、いかがですか。

花島委員 これは難しいかもしれないんですけども、実際の利用者から声が聞けたらいいなと思うんです。妊娠なさった方、あるいは乳幼児を持っている方。特に乳幼児を持っている方。

結構私も自分の子供のときに、家庭でいろいろごちゃごちゃありまして、たまたま職について、すぐ子供が生まれたんで、今まで働いてた妻が、急に出産子育てになっちゃうわけですよ。そうすると、結構しんどいんですよ。しんどかったみたい。家にこもって子供を育てるっていうのは。

そういうときに、どんな支援ができるのかとか、相談何してもらおうとかだけじゃなくて、さっきちょっと言いましたが、同じような人。どんな経験があるのかとか、そんな交流があるかどうかっていうのも見たいと思います。

もちろん、行政に関しては、サービスに今満足しているのかとか、こういうサービスが欲しいとかこういう相談をもとに、乗ってもらえたらっていうのは、聞いたら、十分満足してますっていう話だったら、それはそれでいいと思います。

委員長 あとは利用者の声ですね。実際私もちょうど今1歳3か月の孫がいるんです。

ちょうど来てくれてよかったわっていう話は聞いていますね。

割と遅めの出産だったので、余計その知識はもう豊富になっちゃう。実際やることって全然手がすぐつけられないとか、いろいろあったようなんですね、そういう面では。

だから利用者の声は現役でそういう方多分母子保健コーディネーターも聞いてらっしゃると思うんですね、行って。直にその人たちの声が多分来ていると思います。

生じゃなくてもいいかとは思いますが、方法として。あとどういう声が聞けるかってちょっと考える必要。ちょっと聞いてみる必要があるかなというふうに思います。現場と利用者の声ですね。

遠藤委員 生の声もぜひ聞ければ、一歳児、三歳児健診なんかだと結構来られるんでしょうけれども。ただお子さん連れてくるからちょっとやり方は正副委員長に任せをしたいと思いますが、あとその委員長さっきもちょっとおっしゃった移住の観点でっていうと、移住の分野はこじじゃないんですよね、移住は政策企画課のほうとかですか。

そちらの例えばどっかから移り住んでいきたいというときに、そのメニューとか、そういう何かその相談を受けたりする部署でどういう声を聞いているかとかってそういうところまで広げる必要はないですか。そういうのはどう考えればいいんでしょうね。

委員長 やっぱりまさにそのとおりだと思います。

移住されて来る方が、市民課のほうを行って、まず、移住の手続をしますんでそのとき全部、那珂市で関わるサービスについては話をするということになっているんで、それが本当に出来ているかどうかというのと、やっぱり先ほどいらしゃった母子保健コーディネーターかな。

妊娠されてればもう母子手帳関係の話もする、来て一緒にやるよっていう話は聞いてはいるんですけれども、本当に実際どうなのかなと。

実際その移ってきた人たちがどう感じているかっていうのも、その声をどうやっていくかってのは、ちょっと難しいかなとは思いますが、何人か紹介していただいて、直接、電話で何なりできるかとかいう方法もあろうかとは思いますが、残っていてもね。

その相手がよければの話ですけれども、そういったサンプル調査的なものでやるのかというところかなというふうに思うんですけれども。

今お話で、実際現場を確認するというのはどうですか。

そちらのほうで進めながら、そこに来た方々のお話も聞けるとは思いますんでね。残っていれば、たしかつぼみなんかいらした方もいるんですねよそから来た方で。まずはそこへ行ってみてくださいっていうのも渡されたんで行ってみたいと。建物なんだこれ相談に行くようなとこじゃねえなんて話は聞きました。

そういう話も聞けるんで。

それは、実際やっぱり現場へ行くのが1番いいのかなとは思いますが、

古川委員 この調査事項っていうのは子育てについて、今後どう進めるかということでは

よね。

ほかの調査事件を何にしますかってことじゃないですよ。分かりました。

であればどちらにしても、当委員会の活動も、実質年内いっぱいぐらいしか出来ないと思いますので、あれもこれもというわけにいかないんで、ね、あそこ行きたいここ行きたいっていうもちろん皆さん方、たくさんあるかと思いますが、もう私としてはもう、正副委員長でもし何かお考えがあるのであれば、ある程度絞って決めていただければそれでいいのかなと私は思います。

以上です。

委員長 現場確認も含めて、工夫して聞けるようにしたいなというふうには思います。

もう一つ違った、那珂市以外でというところになると、紹介してくれるところは一応目星はつけてはいたんですが、ただ遠方まで行ってどうかっていうのもあれなんで、場所はまだ未定なんですけれども、NPO法人子育てひろば全国連絡協議会というところがあるんですね。

こういう地域包括支援センターなんかを委託でやってらっしゃる方々の集まり、全国組織がありまして、それはもう都会から田舎まで全部全国散らばっていますけれども、私が聞いたのは横浜でやってらっしゃる方の話ですけれども、ただ横浜とこちらではちょっと違うので、まず建物から心配しなきゃいけないということね。

そうじゃない、中身でどうやってという少子化が進んでるところについては、別の話なんで、取りあえず現場確認ということで、すまいるとつぼみは確認をしたいと思います。

あわせて利用者の声についてはちょっと考えます。どういうふうに聞けるか。

そのほか、近場でということで、近隣のところはどうしているのかなというところもちょっと気になる場所なんで、確認をしておきたいと思います。特に常陸太田市なんかは、がんがん給付金張りつけてというイメージが強いんですけれども本当はどうなのかっていうのもちょっと確認したいんですけれども。

じゃあその辺まとめ今後、こういうことできましようねっていうちょっと案をつくっていますんで、ご連絡したいと思います。

今日のところはそれで終了したいと思います。

スケジュールについても一応12月エンドと考えると、1月の発表で終わりということなんで、スケジュールもあわせて検討しながらご案内したいと思います。

以上で本日の案件は全て終了といたします。

教育厚生常任委員会を閉会といたします。どうもお疲れさまでした。

閉会（午前11時52分）

令和5年6月16日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚